

東労発基 0126 第 4 号
令和 8 年 1 月 2 6 日

関係団体各位

東京労働局長
(公印省略)

皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等の周知について（要請）

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 113 号。）により、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。）第 594 条の 2 第 1 項に規定する皮膚等障害化学物質等は、労働安全衛生規則第 594 条の 2 第 1 項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの（令和 7 年厚生労働省告示第 301 号。）に規定されたところである。皮膚等障害告示においては、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質は、厚生労働省労働基準局長が定めるものとされたところであり、皮膚等障害告示に規定する皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であって、厚生労働省労働基準局長が定めるものについて、別紙のとおり定められました。

貴団体におかれましては、ホームページへの掲載等会員事業場に対しての周知について御協力の程お願い申し上げます。